

# 市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

税務課(内線122~124)

## ◎申告・受付会場

【受付時間】午前9時~11時30分/午後1時~4時

地区	とき	ところ
西大村	1月31日(火)~2月3日(金)	中地区公民館(注1)
萱瀬	2月6日(月)	萱瀬住民センター
福重	7日(火)	福重 〃
竹松	8日(水)~10日(金)	竹松 〃
松原	13日(月)	松原 〃
三浦	14日(火)	三浦 〃
鈴田	15日(水)	鈴田 〃
大村	16日(木)~28日(火) ※土・日曜日を除く	市役所大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(水)~15日(水)(土・日曜日を除く)に市役所2階大会議室で受け付けます。

※「所得税の確定申告書」を提出する人は申告の必要はありません。

(注1) 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

## ◎申告に必要なもの

- ・印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、マイナンバー、本人確認書類
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- ・営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- ・そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- ・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

## 所得税の確定申告

諫早税務署 ☎21370

### ◎諫早税務署会場

【受付時間】平日、午前9時~午後4時

※公共交通機関をご利用ください。

- ・所得税、贈与税の申告…3月15日(木)まで
- ・消費税の申告……………3月31日(金)まで
- ・還付の申告……………随時受け付けます
- ・確定申告相談……………2月16日(木)から

### ◎市役所会場(2階大会議室)

【受付時間】平日、午前9時~11時30分/午後1時~4時

- ・所得税の申告…2月16日(木)~3月15日(水)

### ◎振替納税をご利用の方へ

- ・所得税の振替日…4月20日(木)
- ・消費税の振替日…4月25日(火)

### ◎注意事項

- ・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越してください。
- ・所得税の納付書納入期限は、3月15日(水)です。

平成29年度の「市県民税」と平成28年分の「所得税」の申告の時期です。この申告は、平成29年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

税の申告受付が始まります  
**申告はお早めに**

申告期限

**3月15日(水)**

## 公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

税務課(内線122)

公的年金等の収入金額が400万円以下(注2)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

(注2)複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額の合計額。

### 次に該当する人は確定申告を

所得税が源泉徴収されているのうち、確定申告をすることで所得税が還付される人は、税務署または市役所で確定申告書を提出してください。

### 次に該当する人は市県民税の申告を

●公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦(寡夫)控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追加)の適用を受けるとき

●公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

## 国税庁のホームページをご利用ください

諫早税務署 ☎1370



国税庁のホームページでは、確定申告書を作成することができます。作成後、郵送または、eTaxで諫早税務署へ提出してください。

国税庁のホームページ  
www.nta.go.jp

## 税務署の閉庁日も対応します

諫早税務署 ☎1370

▼とき  
2月19日(日)・26日(日)

▼受付時間  
午前9時～午後4時

▼ところ  
NBC別館  
(長崎市上町1-35)

※長崎税務署が対応

▼対応内容  
確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

## 住民税の住宅ローン控除対象の皆さんへ

税務課(内線122)

▼対象者  
次の要件をすべて満たす人

ア.平成11年～18年末まで、または平成21年～31年6月末までに入居した人

イ.平成28年分所得税申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人

ウ.平成28年分所得税申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額・源泉徴収税額などが0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人

▼控除額  
次のいずれか小さい額が控除されます。

ア.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除できなかった額。

イ.所得税の課税総所得金額などの額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

※平成26年4月1日以降に入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率8%で購入した人の場合は、右記の額になります。なお、平成26年3月31日までに入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率が5%の場合は所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)になります。

## 今回からマイナンバーの記載を!

税務課(内線122)

今回の申告から、マイナンバーの記載が必要になります。本人確認の書類として、次のうちどちらかの写し(コピー)をご持参ください。

- マイナンバーカード(顔写真付きのもの)の両面
- マイナンバー通知カードと、マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、保険証など)

## 市県民税の申告会場で、マイナンバーカードの申請も受け付けます

マイナンバーは、紙製の通知カードからプラスチック製のマイナンバーカードに切り替えると、**証明書コンビニ交付サービス**や**身分証明書**に利用できて大変便利です。

市県民税の申告会場では、**特設コーナー**を設置し、申請を受け付けます。

▼受付時間  
午前9時30分～午後4時

▼必要なもの  
個人番号カード交付申請書(通知カードに同封していたもの)、運転免許証や保険証などの身分証、証明用写真(縦4.5センチ、横3.5センチで、6カ月以内に撮った正面・無帽・無背景のもの)

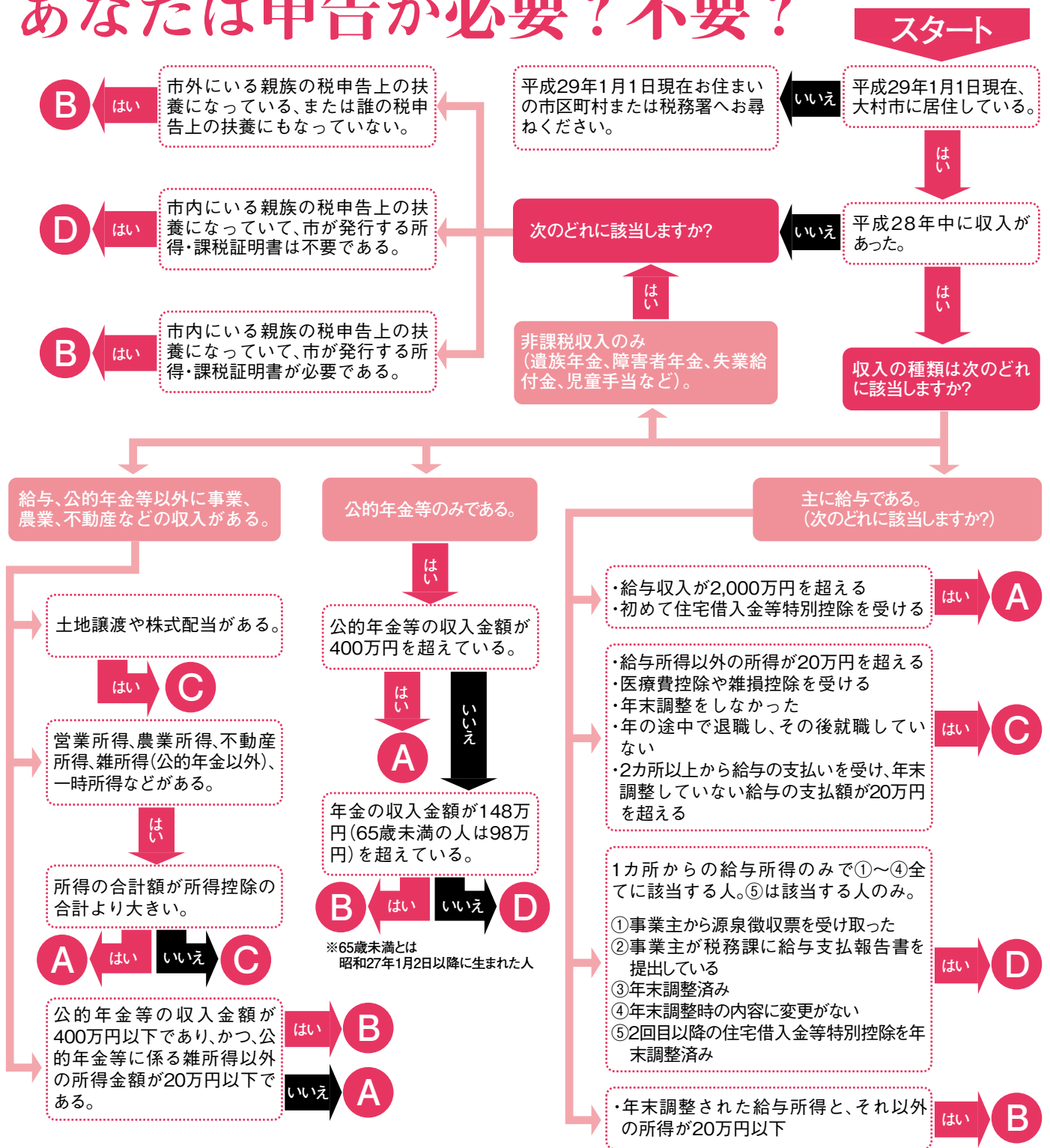
※必ず本人がお越しください。

※カードの交付は、約1カ月後です。

※市役所では、申請を随時受け付けています。

■市民課(内線182)

# あなたは申告が必要？不要？



**A** 「所得税の確定申告」が必要です  
収入が公的年金等のみの人は、所得税が還付される場合があります。

**B** 「市県民税の申告」が必要です  
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定などの基礎資料になります。

**C** 「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です  
税務署から確定申告書や申告のお知らせなどが届いた人は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。

**D** 申告は不要です

※この表は一般的に解説したものであり該当しない場合もあります。